

## 次期教育振興基本計画について

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定において、政府は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画（教育振興基本計画）を策定し、国会への報告及び公表することが求められている。これに従い、現在は、2018（平成 30）年度～2022（令和 4）年度を対象とした第 3 期教育振興基本計画まで策定されているが、今回、次期（第 4 期）教育振興基本計画に対する「次期教育振興基本計画について（答申）」が令和 5 年 3 月 8 日に公表された。

本答申は、次期計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5 つの基本的方針と 16 の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している。

### 2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

### 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

詳細については、文部科学省 HP に掲載されております下記 URL よりご確認ください。

・次期教育振興基本計画について（答申）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985_00005.htm)